

沖縄県企業局ホームページ広告掲載実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、沖縄県企業局（以下「企業局」という。）が管理する沖縄県企業局ホームページ（以下「企業局ホームページ」という。）の広告掲載を適正に行うため、沖縄県企業局ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告掲載のほか、ページデザイン及びウェブアクセシビリティを保持するため、必要な事項を定める。

(掲載位置及び枠数)

第2条 広告は、企業局が提供する情報と誤認されることがないように明確に区別して掲載することとし、掲載する位置及び枠数は次のとおりとする。

- (1) 広告位置：企業局ホームページのトップページ内おすすめ掲載欄の下
- (2) 掲載枠数：最大5枠

(種類・規格等)

第3条 広告の種類はバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ：縦90ピクセル、横190ピクセル
- (2) 形式：PNG、JPEG、GIF（静止画像のみ）
- (3) 像のALT属性：「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

(禁止表現)

第4条 広告の表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 実際には機能しないもの
例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど
- (3) 企業局ホームページと類似の色調および字体を使用するもの
- (4) 閲覧者が企業局及び沖縄県の事業と錯誤するおそれがあるもの
例)「職員採用情報」、「水質情報」等の表現の掲載及び沖縄県章の使用等
- (5) その他広告の表現として適当ではないと企業局が認めるもの

(色調)

第5条 文字色と背景色とのコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

本基準は平成23年11月18日から施行する。

附 則

本基準は平成27年10月1日から施行する。